

通学形態変更届

(自宅外→自宅)

奨学生→学校→異動・補導係

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願ひ出ます。
なお、確認書で確認し、誓約・同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに誓約書及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。
※在籍報告で通学形態の変更を届出(入力)している場合は、本届の提出は不要です。

奨 学 生 番 号										学籍番号	提出日	西暦 20 年 月 日		
5	2		0								生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)		
6			0						(注)					
大学										学 部	学 科 (科)	年 次	フリガナ	
短期大学													氏 名 (自署)	
学校													課 程	研 究 科

(注) 第一種奨学金の貸与を受けている場合は必ず記入してください。(貸与月額が0円の場合を含む。)
通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。

機構使用欄 (変更始期)	年			月	
	2	0			

■ 通学形態変更(自宅外通学→自宅通学)

変 更 内 容	□自宅外通学→自宅通学へ ➡ 【変更始期】以下の事由が発生した日の属する月の翌月 (月の初日の場合はその月) ・自宅へ転居した日 ・自宅外要件を満たさなくなった日(※)
自宅への転居日 または 自宅外要件を満たさなくなった日	西暦 年 月 日

(※)別居していた生計維持者と同居を開始した、別居していた生計維持者が近隣に転居してきた、家賃の負担がなくなった等

(注1) 第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)します。
選択可能な範囲で月額変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願ひ出してください。
(注2) 通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の
借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります(学校を通じてお渡します)。
(注3) 通学形態変更の届出が遅延し、遡って減額処理となった場合は反映月以降の振込金額で精算します。
支援区分変更や休学・退学などの異動等により振込超過金の精算ができない場合は返金が必要です。

●学校記入欄(☒ を記入)	
返還誓約書機構提出 (第一種奨学金)	☐ 提出済

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名

関係課長 (※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号 (担当者名)	学校番号	区分
- -		
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■ 給付奨学金(新制度)の給付月額一覧表

奨学生本人および生計維持者の収入状況および資産状況に基づく支援区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

◆大学・短期大学・専修学校(専門課程) (単位:円)					◆高等専門学校 (単位:円)				
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分			第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	29,200 (33,300)	19,500 (22,200)	9,800 (11,100)	国公立	自宅	17,500 (25,800)	11,700 (17,200)	5,900 (8,600)
	自宅外	66,700	44,500	22,300		自宅外	34,200	22,800	11,400
私立	自宅	38,300 (42,500)	25,600 (28,400)	12,800 (14,200)	私立	自宅	26,700 (35,000)	17,800 (23,400)	8,900 (11,700)
	自宅外	75,800	50,600	25,300		自宅外	43,300	28,900	14,500

■ 給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合の
第一種奨学金貸与月額一覧表

給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は、昼間部と夜間部で下表のとおり異なります。

※生計維持者が生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている人、及び児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

※給付奨学金(新制度)を本人都合による停止をした場合、併給調整は解除にはなりません。下表のとおり月額となります。

(単位:円)

大学		昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	0 (0)	20,300 (25,000)	0 (0)	10,600 (13,900)	27,700 (20,000、32,400)
	自宅外	0	0	13,800	0	0	21,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	21,700 (20,000、30,300)	0 (0)	8,400 (15,600)	20,000、31,200 (20,000、39,800)
	自宅外	0	0	19,200	0	0	28,700

(単位:円)

短期大学		昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	3,800 (7,100)	24,300 (29,000)	0 (1,400)	14,600 (17,900)	29,700 (20,000、34,400)
	自宅外	0	0	17,800	0	0	23,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	22,900 (28,500)	0 (0)	7,400 (11,600)	20,000、30,200 (20,000、35,800)
	自宅外	0	0	17,400	0	0	24,700

(単位:円)

高等専門学校 (4・5年生)		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	7,900 (5,600)	20,200 (20,700)	20,000、32,500 (20,000、35,800)
	自宅外	0	15,100	20,000、33,000
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	24,600 (28,800)
	自宅外	0	0	26,000

※ 高等専門学校本科1～3年生については、
給付奨学金(新制度)対象外のため、
第一種奨学金の貸与月額は制限されません。

(単位:円)

専修学校 (専門課程)		昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	1,900 (3,800)	16,200 (19,500)	20,000、30,500 (20,000、35,200)	8,800 (10,700)	20,800 (24,100)	20,000、32,800 (20,000、37,500)
	自宅外	0	0	24,000	0	1,800	26,300
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	23,800 (29,400)	0 (0)	5,700 (9,900)	29,300 (20,000、34,900)
	自宅外	0	0	18,300	0	0	23,800